

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十七号

#### 広島県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第一百八条 (略) 2 研修センターの位置は、 <u>広島市東区光町二丁目</u> とする。	(設置) 第一百八条 (略) 2 研修センターの位置は、 <u>広島市中区胡町</u> とする。

第二条 広島県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称、位置及び所管区域) 第二十九条 (略) 名称 広島県西部県 税事務所 (略) 位置 広島市東区光 町二丁目 (略) (略)	(名称、位置及び所管区域) 第二十九条 (略) 名称 広島県西部県 税事務所 (略) 位置 広島市中区基 町 (略) (略)

#### 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和六年十月七日
- 二 第二条の規定 令和六年十月十五日